

船舶事故調査報告書

平成21年10月1日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員長 後藤 昇 弘
 委員 楠 木 行 雄
 委員 横 山 鐵 男（部会長）
 委員 山 本 哲 也
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成21年3月5日 06時15分ごろ
発生場所	北海道神 <small>かもえない</small> 恵内村神恵内港西防波堤灯台から真方位294° 2.6海里付近 （概位 北緯43° 09.5′ 東経140° 22.2′）
事故調査の経過	平成21年3月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十八 <small>たく</small> 拓丸、6.6トン 202-6581北海道、個人所有 13.75m（Lr）×3.47m×1.15m、FRP ディーゼル機関、354kW、平成2年3月29日
乗組員等に関する情報	船長 男性 49歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 昭和60年5月10日 免許証交付日 平成18年2月10日 （平成23年2月9日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長ほか甲板員1人が乗り組み、北海道神恵内村神恵内漁港北西方沖で、かれい刺網漁の揚網作業を終え、揚網ドラムでボンデンロープを巻き揚げ中、そのロープがプロペラに絡まって緊張した。そして、右舷船外に振り出していた揚網ドラムが、緊張したボンデンロープに引かれて船内方向に急激に振れ回り、平成21年3月5日06時15分ごろ、操船しながら揚網ドラムを操作していた船長の胸腹部を直撃した。 船長は、胸腹部を打たれて転倒したが、起きあがって船尾に赴き、プロペラに絡まっていたボンデンロープを外した。 本船は、負傷した船長に代わって甲板員が操船して帰港した。 船長は、帰宅した後、救急車で病院へ搬送され、一時容態は安定したが、急変し、14時00分腹腔内出血により死亡した。
気象・海象	気象：天気 雪、風向 南東、風力 1、視界 不良 海象：波高 約1m
その他の事項	本船は、過去に何度もボンデンロープや網をプロペラに絡めたが、すぐ

	<p>に絡んだことに気付いて揚網ドラムを停止していた。</p> <p>船長は、網を揚げる際は揚網ドラムの回転速力を低速としていたが、ボンデンロープを揚げる際は高速としていた。</p> <p>揚網ドラムは、右舷上甲板に垂直方向に据え付けられた支柱に、揚網ドラムの回転軸が甲板と平行に取り付けられ、作業中は、船外に振り出し、ねじ込み式のストッパーを締め付けて固定していた。</p> <p>事故後、甲板員が揚網ドラムを押したところ、ストッパーがかかっている状態だったが水平方向に動いた。</p> <p>船長は、日ごろ数種類の薬を服用していた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>死因は腹腔内出血であった。</p> <p>船長が、ボンデンロープの巻き揚げ作業中、ボンデンロープがプロペラに絡まり、そのロープに引かれて急激に振れ回った揚網ドラムが、船長の胸腹部を直撃したものと考えられる。</p> <p>揚網ドラムは、ねじ込み式ストッパーの締め付けを上回る張力が作用して、急激に振れ回った可能性があると考えられるが、揚網ドラムが水平方向に動くようになった経過については、明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、船尾部をボンデンロープから離そうとして操船中、そのロープがプロペラに絡まったことに気付く間もなく胸腹部を打たれて転倒し、揚網ドラムの回転を停止できなかった可能性があると考えられるが、揚網ドラムを操作していた状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、北海道神恵内村神恵内漁港北西方沖において、ボンデンロープの巻き揚げ作業中、そのロープがプロペラに絡まり、緊張状態となって揚網ドラムが振れ回り、船長の胸腹部を直撃し、船長が腹腔内出血を発症したため、発生したものと考えられる。</p>	